児 童 発 達 支 援 事 業 所 管 理 者 各位 放課後等デイサービス事業所管理者 各位

三股町福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言等を踏まえた放課後等デ イサービス事業所等における対応等について(依頼)

日頃より本町の障害福祉施策の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝いたします。 さて、4月16日に国から緊急事態宣言が発令されたことを受け、宮崎県から緊急事態宣言後の 放課後等デイサービス事業所の対応について(令和2年4月17日付け事務連絡宮崎県障がい福 祉課長依頼)の通知が発出されました。

また、5月1日に国から緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応 について(令和2年5月1日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課依 頼)の通知が発出されました。

つきましては、下記の点に留意のうえ、対応をお願いします。

記

- 1 緊急事態宣言が行われている間の対応について
- (1) 期間について

令和2年5月31日まで

※宮崎県の緊急事態宣言が、期間途中で解除された場合はその期日までとなります。

※放課後等デイサービス利用者につきましては、緊急事態宣言解除後も、学校の教育活動再開 に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(令和2年3月31日付け事務 連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課依頼)に則って対応をお願いします。

- (2) 事業所でのサービス提供について
 - ○原則、放課後等デイサービス及び児童発達支援については、感染予防に十分に留意し、可能な限り運営の継続に努めてください。
 - ○家にいることが可能な保護者に対しては、必要最低限の利用となるよう協力を求める等の 対応をお願いします。
 - ○利用自粛のお願いは、保護者の皆様に協力をお願いするもので、利用を制限するものでは ありません。

- ○児童が在宅で生活することが困難な状況である場合等については、各家庭の状況を配慮した対応をお願いします。(保護者が在宅であるが、夜勤明けで休養が必要なケース等)
- ○放課後等デイサービス利用の児童については、学校の一部を休業とした上で授業日として の登校日が設定されている場合でも、報酬単価については学校全部を休業しているものと して、学校休業日の単価を適用してください。

(3) 代替的なサービスの提供(在宅支援の提供)

- ○令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態 宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」の1-(4)-①において、「できる限 りの支援を行ったと市町村が認める場合」の基準は、別紙「新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に伴う在宅支援・在宅就労に伴うチェックリスト」において判断します。
- ○代替的なサービスの提供(在宅支援の提供)を行う児童がいる場合には、別紙「<u>新型コロナウイルスへの対応に伴う放課後等デイサービスまたは児童発達支援における在宅利用に</u> **係る届出**」を提出してください。
- ○具体的なサービス内容は次のとおりです。
 - ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認
 - ・児童の健康管理
 - ・普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやり取りの実施
 - ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

2 その他

放課後等デイサービス及び児童発達支援のサービス提供にあたっては、手洗いの励行、手や 指の消毒、検温の実施等、感染防止に万全の対策を採るようお願いします。

関連通知

- ・令和2年4月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「<u>新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&A</u>について(4月28日版)」
- ・令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡 「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」
- ・令和2年4月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の 対応について」
- ・令和2年4月17日宮崎県障がい福祉課事務連絡 「緊急事態宣言後の放課後等デイサービス事業所の対応について(事業所の皆様)」

文書取扱

三股町役場福祉課

担当:松山、浦田

TEL: 0986-52-9061